

Deloitte.

デロイト トーマツ



各国・地域の税制概要とホットトピックス ベトナム

令和5年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け「進出先国税制および税務ガバナンスに係る情報提供オンラインセミナー」

デロイト トーマツ税理士法人

2024年1月



目次

ベトナムの税制概要

法人税コンプライアンス	4
課税所得計算	5
居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税	7
進出・撤退時の留意すべき課税関係	8
進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較	10
雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税	11
法人課税にかかる各種優遇税制措置	13
PE課税ーPE類型	17
税務調査及び異議申立て・税務訴訟	18

ホットトピックス	20
----------	----

Pillar2の法制化状況について	22
-------------------	----

ベトナムの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要	25
LF/MFの概要	26
国別報告書の概要	27
最近の移転価格調査におけるトピックス	28

ベトナムの税制概要

法人税コンプライアンス

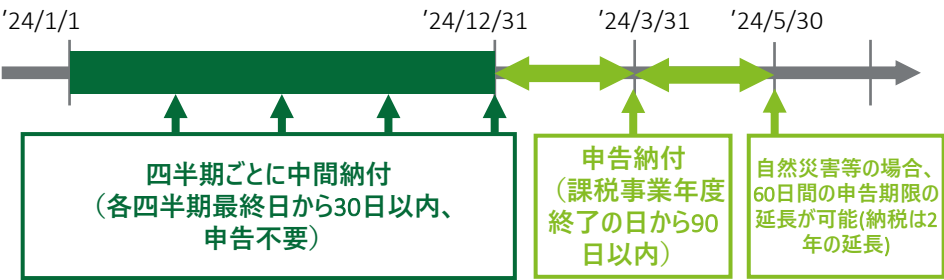
ベトナム設立の法人は原則として居住者とされ、全世界所得に20%の税率で課税される。四半期ごとの中間納付が求められるが、第3四半期までの中間納付額の合計が最終税額の80%未満である場合にはペナルティが課される。

法人所得税

居住者	居住者の定義は定められていないが、ベトナム設立の法人は原則として居住者とされる。
居住者の課税範囲	全世界所得課税
税率	20% (一定の条件を満たす場合、優遇税率適用あり)
課税年度	暦年又は会計年度（申請により会計年度末を四半期末とすることが可能）
申告納付期限	課税事業年度終了の日から90日以内
中間納付	■ 各四半期の最終日から30日以内に納付する必要がある（申告は不要）。 ■ 中間納付額は各四半期ごとに課税所得を計算して算出する必要がある。 ■ 第3四半期までの中間納付額の合計が最終税額の80%未満である場合、0.03%/日のペナルティが課されることとなる。 ペナルティの計算の基礎は最終税額の80%と第3四半期までの中間納付額との差額である。 ペナルティの起算日は第3四半期の納付期限の末日の翌日であり、その差額が納付される日までが対象となる。

時効	申告期限から10年（脱税のような意図的な違反行為とみなされた場合、時効なし）
連結納税制度	なし
税制改正	明確な税制改正の時期は決まっていない。

例：12月決算の場合



課税所得計算（1/2）

損金性が認められる費用について

■ 以下の要件を満たす費用は損金の額に算入することができる。

1 事業所得を稼得するために要した費用（減価償却費、支払利息等）

2 別段の定めにより、損金不算入となる項目でないこと

3 一取引あたり2,000万VND以上の商品又はサービスの購入に係るインボイスについては支払証票が添付され、現金による支払がなかったことが証明できること

4 原則としてVATインボイスがあること。外国法人から請求される費用については、原則として契約書及びベトナム法人の情報に基づいたベンダーが発行したインボイス等があること

課税所得

[

=

税引前利益

+

損金不算入

-

益金不算入

-

繰越欠損金

]

×

税率

損金算入項目

■ 損金不算入 として、留意すべき項目の代表例

給与等	事業主による従業員のための任意年金掛金は毎月従業員一人当たり300万VNDまで損金の額に算入される。
引当金	原則として引当金繰入額は損金の額に算入されない。ただし、入金期限を超過した一定の債権については一定の限度額に達するまで損金の額に算入される。
減価償却費等	季節性による9か月以内の休止等であり、その後も事業活動に使用する固定資産であれば、減価償却を継続して損金の額に算入することができる。
寄付金	寄附金のうち、教育資金・医療保険基金・災害復興支援基金及び貧困者用住宅基金等に該当するもの（例外適用には十分な法定書類が必要、証憑がない場合は例外適用はない）を除き、損金の額に算入されない。

支払利息

支払利息の損金算入額はEBITDA（税引前利益＋利息費用＋固定資産の減価償却費）の30%までに制限されている。

そのほか、中央銀行に登録せずに実行された中長期の外国融資による支払利息は、損金の額に算入されないなどがある。

損金の額に算入されなかった支払利息の額は5年間繰り越すことが可能である。

課税所得計算（2/2）

課税所得

=

税引前利益

+

損金不算入

-

益金不算入

-

繰越欠損金

×

税率

益金算入項目

- 益金不算入として、留意すべき項目の代表例

受取配当	ベトナム法人から受ける配当は、支払法人がベトナムで課税されている限り非課税となる。一方で外国法人から受ける配当は課税の対象となるが、外国税額控除の対象に含まれる。
------	---

- 繰越欠損金について

欠損金	5年間の繰越が認められる。繰り戻しは不可。
キャピタルゲイン・ロス	- キャピタルゲインは、事業（通常）所得に含まれ通常税率で課税される。キャピタルゲインに対しては優遇税制の適用はない。 - キャピタルロス、通常の欠損金と同様に取り扱われ、5年間の繰越が認められる。

- 税率

税率	20% (一定の条件を満たす場合、優遇税率適用あり)
----	-------------------------------

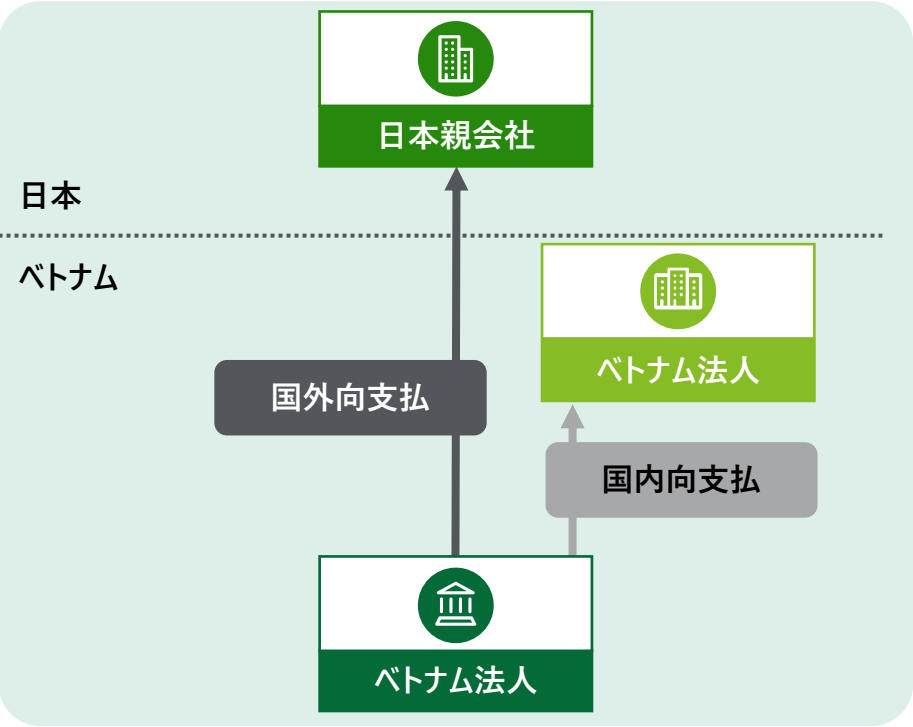
中小企業
優遇措置

■ 2017年6月12日に中小企業支援法が可決されており、中小企業の定義は以下の表のとおりである。

	資本金	前年度売上	従業員数(社会保険加入)
中小企業	1,000億VND以下	3,000億VND以下	200人以下

■ 一定の条件のもと、中小企業は一定期間の法人税の減免、土地賃借料・使用料・非農業用地使用税の減免を受けることができる。

居住者による利子・配当・使用料の支払いに係る源泉所得税



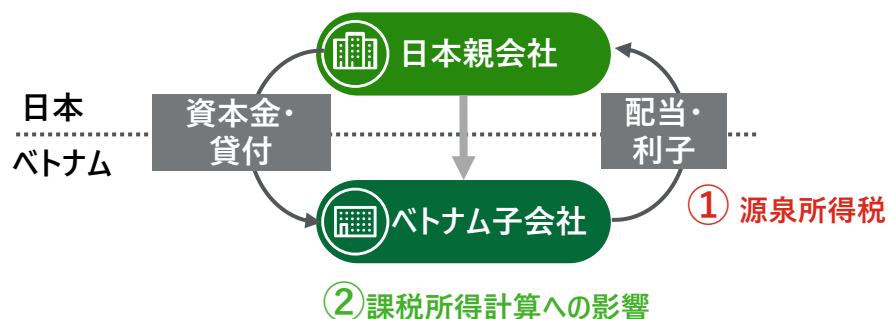
受領者 所得	税率		
	居住者	非居住者	
	国内法		租税条約
利子	0%	5%	0%(*1)/10%
配当	0%	0%	10%
使用料	0%	10%	10%

(*1) 政府系の金融機関等については、0%が適用される

- ベトナム法人から日本への支払については、日越租税条約の適用のもと、下記の税率が適用される。
 - 配当 0% (国内税率有利)
 - 利子 5% (国内税率有利)
 - 使用料 10% (国内税率と条約税率が同率)

進出・撤退時の留意すべき課税関係（1/2）

進出時の資金注入方法の比較に係る留意点



① 源泉所得税 日本親会社

ベトナム国内法上、ベトナム法人が支払う配当については、その支払い先が非居住者であっても、**源泉税は課されない**。

一方で、支払利子については、当該支払利子に対して**5%の最終源泉税**が課されることとなる。

これにより、資金注入を貸付により行った場合、支払利子に対してベトナムの源泉税が課される分、親会社にとって税コストが増加する可能性がある。

対価を受領する者	適用税率	
	配当	利子
非居住者	0%	5%

② 課税所得計算への影響 ベトナム子会社

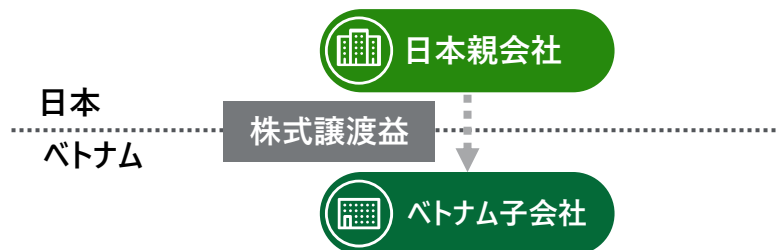
株主に対して支払われる配当は、損金の額に算入することができない。

一方、日本の親会社等に対する支払利子は、**EBITDAの30%相当額までは損金の額に算入することができる**（過大支払利子税制）。

また現状、ベトナムにおいては、**過少資本税制が規定されていない**。

進出・撤退時の留意すべき課税関係（2/2）

撤退時のキャピタルゲイン（譲渡益）課税



■ ベトナムにおけるキャピタルゲイン課税

 日本親会社

非居住者が行った株式を発行しないベトナム法人（例えば、LLC等）の持分譲渡に係る譲渡益は通常税率(20%)で課税されることとなる。譲渡益に係る所得税は源泉徴収され、申告書の提出も必要となる。

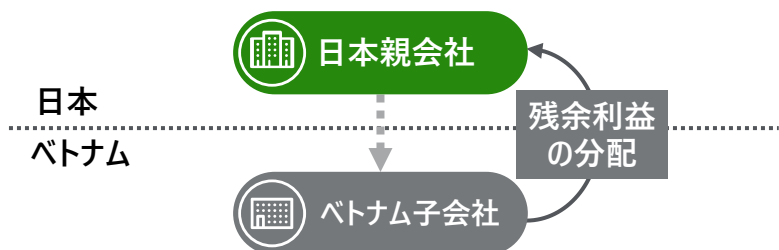
非居住者が株式の譲渡をした場合、その譲渡価額×0.1%の法人税に相当する外国契約者税が課されることとなる。

なお、日越租税条約の適用により、以下のいずれかの要件を満たす場合にベトナムに課税権が認められる。

1. 譲渡事業年度のいずれかの時点においてベトナム法人の株式の25%以上を保有する者がその5%以上を譲渡した場合
2. 譲渡されるベトナム法人の財産が主にベトナム不動産で構成されている場合

上記以外の場合には租税条約の免除申請により免税となる。

清算時の残余利益に対する課税



■ ベトナムにおける配当課税の有無

 日本親会社

ベトナムでは清算時に株主への課税は行われない。

進出形態の違いによる課税範囲・コンプライアンス手続き等の比較

支店はPE帰属所得が課税される一方で、子会社は全世界所得に課税される。また、支店の場合には外国法人として外国契約者税の対象となる。

	 子会社 (現地法人)	 支店
課税所得の範囲	全世界所得課税	PE帰属所得 (日越租税条約の適用がない場合、ベトナム国内源泉所得に加え、PEの活動に関連する国外源泉所得)
法人所得税適用税率	20%	20%
申告手続き	課税事業年度終了の日から90日以内に申告及び納税	課税事業年度終了の日から90日以内に申告及び納税
利益の還流	配当源泉税は課されない	利益送金に源泉税は課されない
サービス収入・ 物品販売収入に係る 源泉所得税	対象外 (外国法人からサービス、物品販売を受ける場合、源泉徴収義務が生じる場合がある)	外国契約者税の対象 (外国法人からサービス、物品販売を受ける場合、源泉徴収義務が生じる場合がある)

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（1/2）

VATについては、標準税率は10%であり原則として毎月の申告・納付が必要であるが、一定の場合には四半期での申告・納付が可能である。社会保険および健康保険については、ベトナム従業員に加えて駐在員（一定の場合を除く）にも拠出が必要となる。

付加価値税 (VAT)	ベトナムにおける製造、事業及び消費のための物品およびサービスの販売・提供・輸入は免税に指定されていない限り付加価値税の対象となる。	
	税率	標準税率は10%。 2023年7月1日から2023年12月31日まで一定の物品・サービスを除き、8%適用 物品・サービスの輸出等の場合は0% 一定の物品・サービスの場合は5%
	課税対象取引	国内における製造、事業及び消費のための物品およびサービスの販売・提供・輸入
	申告期限及び納付期限	原則毎月、翌月20日までに申告納付。 前年の年間売上が500億VND以下の場合、四半期申告納付が可能。申告納付期限は翌月30日。
	インボイス制度	税額控除方式でVATを支払う事業者は、インボイスを使用する必要がある。 2022年7月1日以後、電子インボイスが義務付けられる。
	その他	仕入れVATが売上VATを超える場合、還付が認められず、翌期に繰り越す必要があるケースがある。

従業員の雇用にかかるコスト等	雇用主に支払義務のある社会保険に係る拠出金は以下の通りである。 ベトナムの従業員及び駐在員（一定の場合を除く）には社会保険及び健康保険の拠出が必要となる。一方、失業保険の拠出はベトナムの従業員のみ必要となる。	
	社会保険	雇用者負担率：給与の17.5% (一人当たり2,980万VND/月を限度、2023年7月1日から36百万VND/月)
	健康保険	雇用者負担率：給与の3% (一人当たり2,980万VND/月を限度、2023年7月1日から36百万VND/月)
	失業保険	雇用者負担率：給与の1% (最大で一人当たり93.6百万VND/月を限度)
印紙税	なし	
国境をまたぐデジタルサービスへの課税	2022年1月1日以後、PEを持たない海外e-コマース企業は、法人税と付加価値税の性質を持つ税の対象となる(ルールでは①海外e-コマース企業又はその認可されたプロバイダーが電子ポータルに登録された税金コード及び取引口座を通じて、自己申告納付を行う。又は、②取引を行ったベトナム事業者又は取引に関与した金融機関は電子商取引にかかる税金を外国企業から徴収し、納税義務を履行することが義務付けられる)。	

雇用にかかるコスト・付加価値税・その他の間接税（2/2）

外国契約者税 (FCT)

ベトナムにPEを有するか否かを問わず外国法人は、所得税を計算、源泉徴収する特殊な仕組みである**外国契約者税の対象となる**。
外国契約者税はVAT部分と法人税部分で構成されている。

申告・納税	
自己申告方式	納付申告を外国法人自らが行う。 期限はベトナム法人と同様。 VAT部分:月次又は四半期ごと 法人税部分:年次
ダイレクト方式	ベトナム法人が外国法人からVAT及び法人税部分を源泉徴収し、支払いが行われた日から10日以内 又は、当該ベトナム法人が毎月FCT申告を行う法人であれば翌月20日までに 税務当局へ支払わなければならない(*1) 。
ハイブリット方式	VAT部分:月次又は四半期ごと(それぞれ翌月20日又は30日までに。) 法人税部分:ベトナム法人が源泉徴収し、支払いが行われた日から10日以内 又は、ベトナム法人が毎月FCT申告を行う法人であれば翌月20日までに 税務当局へ支払わなければならない(*1) 。

日越租税条約との関係
VAT部分については租税条約の対象ではなく、法人税部分について、FCTは日越租税条約上、ベトナムに課税権を認めていない日本法人がPEを有しない場合においても課税されることがある。その場合、日本側で外国税額控除の適用を受けることができない。

租税条約に基づく免税手続き及び申請書類
あまり利用は進んでいないものの、Circular 80/2021/TT-BTCによると、以下の免税申請書類を納税申告期限の少なくとも15日前に提出する必要がある。なお税務当局が申請を受理後に一定の期間内に免税の可否を書面により通知する。

- 免税申請書
- ベトナム語で記載された契約書
- 承認済の前年度の所得受領者の居住者証明

外国契約者税	法人所得税
	付加価値税

(*1)税額:課税売上×みなし税率(下表参照)

	みなし税率	
	法人税部分	VAT部分
課税物品の譲渡	1%	N/A
サービス	5%	5%
証券譲渡	0.1%	N/A
利子	5%	N/A
ロイヤリティ	10%	N/A*2

*2商標の場合、5%

法人課税にかかる各種優遇税制措置（1/4）

項目	対象企業	優遇措置内容								
事業分野に対する優遇 (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	ハイテク、先端技術、特に重要なインフラ及びソフトウェア開発に関する企業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table> (*)投資誘致のために国が特に奨励している大規模かつ高・新技術プロジェクトであると判断され、首相の承認を得た場合	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年						
	環境汚染低減装置、環境モニタリング及び分析装置の製造・公害防止、環境保全・排水、排気、廃棄物の収集処理・リサイクルといった内容を含む環境保護のための新規投資プロジェクト	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table> (*)投資誘致のために国が特に奨励している大規模かつ高・新技術プロジェクトであると判断され、首相の承認を得た場合	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年							
ハイテク企業・ハイテク法に規定された技術を採用している農業企業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
高品質製鉄分野、省エネ製品、農林・水産・製塩業用の機械装置、動物飼料、伝統工芸及び貿易の発展に係る新規投資	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>17%</td><td>10年間</td><td>2年(*)</td><td>4年(*)</td></tr></table> (*)社会的・経済的に困難な地域への新規投資である場合	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	17%	10年間	2年(*)	4年(*)	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
17%	10年間	2年(*)	4年(*)							

法人課税にかかる各種優遇税制措置（2/4）

項目	対象企業	優遇措置内容								
事業分野に対する優遇 (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	■ 出版法の規定による出版又は新聞の印刷を行う事業 ■ 公営住宅への投資及び取引に関する事業 ■ 植林、栽培、森林保護事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>無期限</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	無期限	-	-
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	10%	無期限	-	-						
	重要産業支援製品の新規投資事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
教育、職業訓練、健康、文化、スポーツ、環境、司法分野の事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間</td><td>4年</td><td>5年又は9年(*)</td></tr></table> (*)社会的・経済的に困難又は特に困難な地域で行われる場合は9年間	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	5年又は9年(*)	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	5年又は9年(*)							
社会経済的に困難又は特に困難な地域以外において行う農業・漁業に係る企業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>15%</td><td>無期限</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	15%	無期限	-	-	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
15%	無期限	-	-							

法人課税にかかる各種優遇税制措置（3/4）

項目	対象企業	優遇措置内容								
投資される地域に対する 優遇 (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	社会的・経済的に困難な地域への新規投資	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>17%</td><td>10年間</td><td>2年</td><td>4年</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	17%	10年間	2年	4年
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
	17%	10年間	2年	4年						
■ 特に社会的・経済的に困難な地域への新規投資の下で設立された新規企業 ■ 経済特区又はハイテク特区における投資事業の下で設立された新規企業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間	4年	9年	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
10%	15年間	4年	9年							
優遇工業地帯における新規投資事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>-</td><td>-</td><td>2年間</td><td>4年間</td></tr></table>	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	-	-	2年間	4年間	
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
-	-	2年間	4年間							
ホーチミン市（HCMC）の 発展寄与に対する優遇 Resolution 98/2023/QH15	HCMCに位置する革新的なスタートアップ、科学技術機関、イノベーションセンター、および仲介組織	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>-</td><td>-</td><td>5年間</td><td>-</td></tr></table> ■ そのほか、戦略的投資家で一定の条件を満たす場合、R&Dに関連する経費の支出額の150%相当額の控除や関税及び税務手続に関する優先制度の優遇税制措置を享受できる。	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	-	-	5年間	-
優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間							
-	-	5年間	-							

法人課税にかかる各種優遇税制措置（4/4）

項目	対象企業	優遇措置内容								
事業規模に対する優遇 (Circular 78/2014/TT-BTC, Circular 96/2015/TT-BTC)	■ ライセンス発行後3年以内に投資資金6兆 VNDの払込みが完了し、売上発生後4年以内に年間売上高が10兆 VNDを超える事業 ■ ライセンス発行後3年以内に投資資金6兆 VNDの払込みが完了し、売上発生後4年以内に平均年間3,000人の雇用を創出する事業 ■ ライセンス発行後5年以内に投資資金12兆 VNDの払込みが完了し、承認された技術を使用する事業	■ 対象企業が享受可能な優遇税率の条件は、以下の通りである。 <table><tr><th>優遇法人税率</th><th>優遇税率適用期間</th><th>税率の免税期間</th><th>税率の半減期間</th></tr><tr><td>10%</td><td>15年間 (+ 15年延長可)(*)</td><td>4年</td><td>9年</td></tr></table> (*)投資資金12兆 VND以上の事業については、以下のいずれかの条件を満たし、首相の承認を得ることで、優遇税率の適用期間を最大15年間延長することができる ➤ 製造された製品が世界的な競争力をもつこと（売上発生後6年以内に年間売上が20兆 VNDを超えること） ➤ 6,000人以上の従業員を雇用すること ➤ 発電所、給水排水システム、道路や鉄道などの各種インフラ設備の開発への投資であること	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間	10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年
	優遇法人税率	優遇税率適用期間	税率の免税期間	税率の半減期間						
10%	15年間 (+ 15年延長可)(*)	4年	9年							

PE課税－PE類型

PEの種類

支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦倉庫

代理人PE

独立した地位を持つ者を除き、企業に代わって活動し、
①企業の名において契約する権限を有する者で、当該権限を反復して行使する代理人
②①のような権限を有しないが、在庫を常習的に保有し、企業に代わって定期的に引き渡す代理人
③保険料の受領等をする代理人

サービスPE

従業員その他の職員を通じて提供されるサービス（コンサルティング・サービスを含む。）
（同一のプロジェクト又は2以上の関連するプロジェクトについて、いずれかの12か月の期間内に合計で6か月を超える期間継続するものに限る。）

建設PE

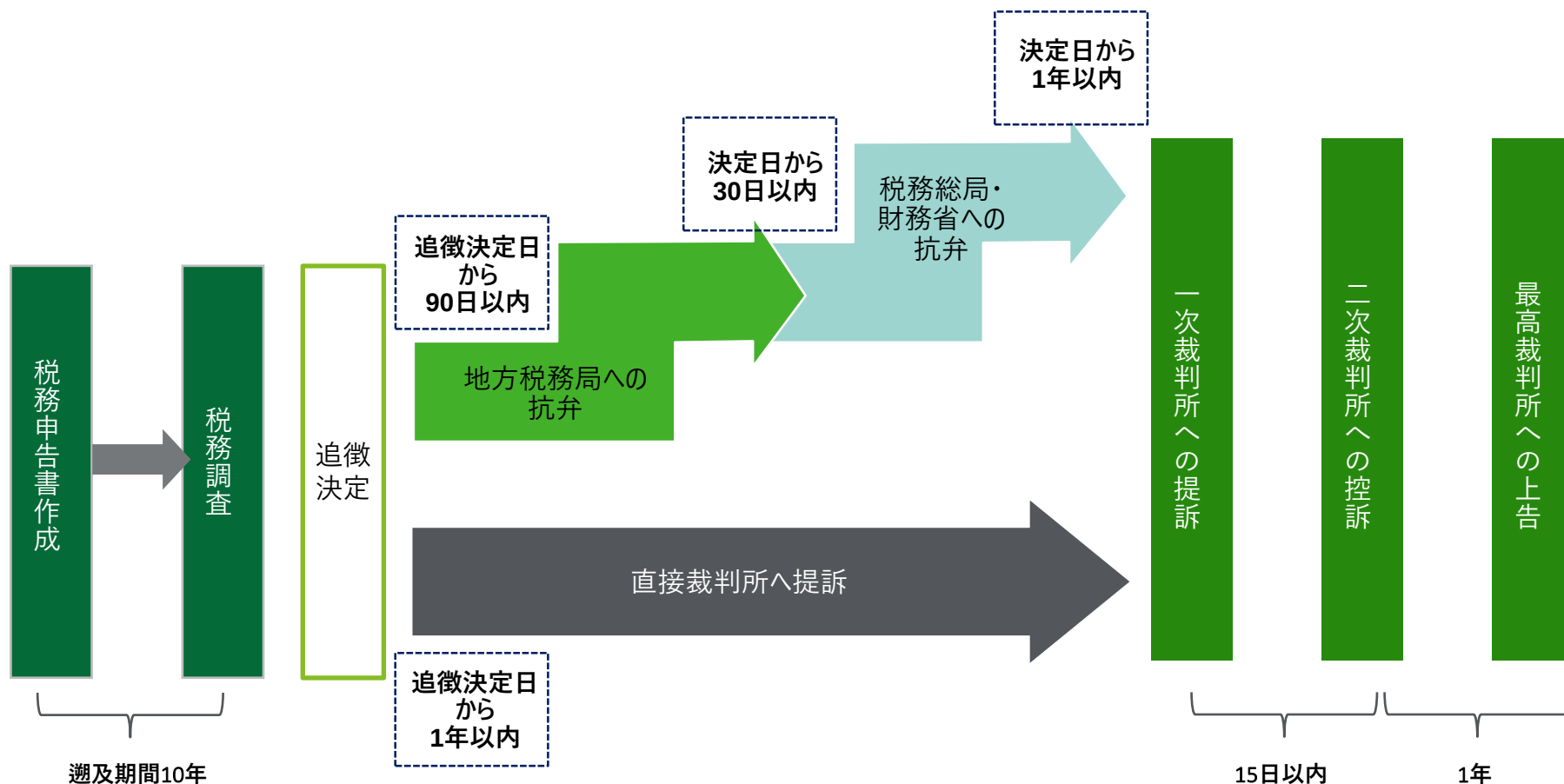
建築工事現場、建設、据付け若しくは組み立て工事又は監督活動（6か月超の期間存続する場合に限る。）

ベトナムのPE類型は、日本と締結した租税条約において規定されている。

MLI条約の署名：なし（従って、現行有効な租税条約のみを参照すればよい。）

税務調査及び異議申立て・税務訴訟（1/2）

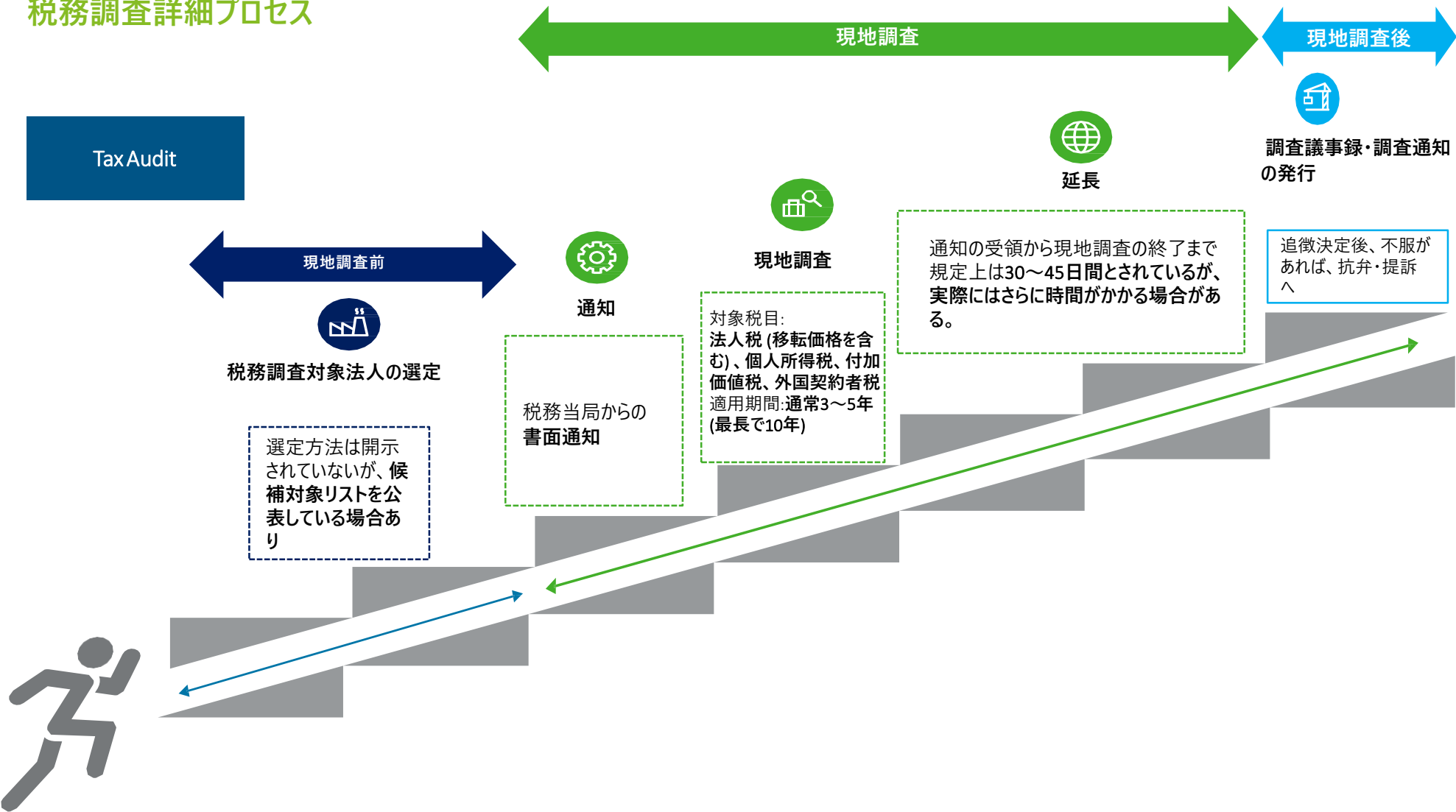
税務訴訟はあまり機能していないため、各当局への抗弁が受け入れられない場合には更正を受け入れざるを得ないのが実状である。



■ 税務当局の名称：ベトナム税務総局（General Department of Taxation; GDT）
<http://www.gdt.gov.vn/wps/portal/english/taxoffice>

税務調査及び異議申立て・税務訴訟（2/2）

税務調査詳細プロセス



ホットトピックス（1/2）

移転価格調整が多くの企業にとって課題であり、法人税、VAT及び外国契約者税に影響を与える可能性があるため、適切な対策を講じる必要がある。

01

移転価格調整

論点

- 多くの企業では、期末又は翌期以降に移転価格（TP）の調整が必要になる場合がある。調整はさまざまな状況で発生する可能性があり、上方（会計上の収益の増加又は費用の減少による課税所得の増加）又は下方（会計上の収益の減少又は費用の増加による課税所得の減少）のいずれかの調整になる。
- 法人税の観点から、企業によるTPの上方修正には一般的に課税されるが、特定の下方修正は控除されない場合がある。
- 付加価値税（VAT）の観点から、TP調整はマーケティング支援又は輸入品の価格調整に対する補償目的もあるため、VATの影響が発生する。このような場合、インボイスの発行と通常の税率でのVAT申告を行う必要がある。
- 外国契約者（FCT）の観点から、TPの下方修正は、海外サプライヤーに追加の所得をもたらす可能性があることに基づいて、2%の法人税と3%のVATの源泉徴収税率の対象とされる可能性がある。なお、企業が活動の実態を特定できなかった場合、税務当局はTP調整の最高税率を課すケースもある。

ホットトピックス（2/2）

関連者間取引について、税務当局は移転価格税制と法人税の両方の観点から今後より厳格に対応を行うことが想定されるため、可能な限り具体的な内容を説明できる準備をしておくことが望ましい。

02

関連者間取引

論点

- 税務当局は、関連者間の取引の実体性について、移転価格税制と法人税の両方の側面から今後より厳格な対応を行うことが想定されている。
企業が以下の要件を満たさなければ、関連者間で発生するすべての費用は、税務当局によって否認されることとなる。
 - 実際にサービスが実施された証明すること
 - そのサービスがベトナム法人に利益をもたらすこと
 - 金額に妥当性があること
 - ベトナム当局への登録要件を満たしていること(例：商標権等)
 - 外国契約者税の申告納付済であること
 - 移転価格文書が提出済であること

03

税務リスクが高い又は営業停止中の
売手から発行されたインボイス

論点

- 企業が次に掲げるサプライヤーから受領したインボイスについて、そのインボイスの適格性が否認される可能性がある。
 - 違法なインボイスの販売に関与しているなど、税務当局に税務リスクが高いと認定されたサプライヤーによって発行されたインボイス
 - 営業を停止したサプライヤーによって発行されたインボイス
(ただ、受領した時点が営業停止前の場合、そのインボイスが有効であることを企業が主張することができる)

Pillar 2 の法制化状況について (1/2)

企業は新ルールに基づいて、グループ全体で詳細な影響評価を行い、法令順守に向けて対応を準備する必要がある。

項目	施行日	適用初年度	詳細
全体的な 法制化の状況	2024年1月1日	現時点未公表	■ 2023年7月26日、ベトナム政府は、OECDのGlobal Anti-Base Erosion (以下「GloBE」) ルールまたはPillar 2ルールに基づいて、連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業 (以下「適用対象MNC」) に対する15%のGlobal Minimum Taxを採択するため、財務省が提出した決議案について議論した。この決議案には、以下の2つの主要な内容が含まれている。 ➢ 適格国内ミニマムトップアップ課税 (「QDMTT」) ➢ 所得合算ルール (「IIR」) ■ この草案決議は、2023年10月に開催されるベトナム国会の総会で承認されれば、2024年1月1日から施行される可能性が高い。現在、2024年に試験的に導入することが検討されている。 ■ ベトナム政府は、2024年1月1日からの実施に向けた詳細なガイダンスを作成する見込みである。
IIR (income inclusion rule)	2024年1月1日	現時点未公表	■ ベトナムを拠点とする適用対象MNCで、国別実効税率が最低税率15%未満の低税率子会社の所有権を直接または間接的に保有するものに適用される。 ■ 対象となるベトナムを拠点とする最終/中間親会社が納税者である。 ■ 申告期限：納税者の会計年度末から15か月以内。

Pillar 2 の法制化状況について (2/2)

項目	施行日	適用初年度	詳細
QDMTT (qualified domestic minimum top up tax)	2024年1月1日	現時点未公表	■ 適用対象：ベトナム国内グループ実効税率 (ETR) が15%未満の適用対象MNCのベトナム子会社。 ■ ETRが15%未満の場合は、ETRと15%の差額に相当するトップアップ税率を超過利益に乗じて、正味GloBE所得から有形資産・給与控除を差し引いた金額になる。 ■ ベトナム拠点の子会社が1つしかない場合は、そのベトナム拠点の子会社が納税義務者となる。 ■ 二つ以上の子会社がある場合、グローバル最終親会社は、納税者の会計年度末から30日以内に、すべてのベトナム子会社に代わって子会社を納税者として指名するために、ベトナム税務当局に届出書を提出する必要がある。 ■ 申告期限：納税者の会計年度末から12か月以内。
UTPR (undertaxed payments rule)	現時点未適用	現時点未公表	■ ベトナム国会は、UTPRを含むグローバルミニマム課税に関する政策を制定すると予想されている。仕組みとしては、OECDのガイドラインと整合するものとなると考えられる。UTPRの仕組みは、他の複数のアジア諸国でも導入が検討されていることから、ベトナムにおいても導入に傾いている。

ベトナムの移転価格税制の概要、 各国特有の事項、ホットトピックス

移転価格税制の概要

01

移転価格税制導入時期

2006年に導入。BEPS関連の導入は2017年5月

02

関連者の定義

- ①出資関係：親子・関係会社または子会社・関係会社間において**25%以上の所有、同一の第3者による両法人の25%以上の所有、または10%以上を所有する筆頭株主**
- ②経営・支配：
 - ・取締役会の**50%または、財務および事業経営について決議権を有する取締役の選任**
 - ・両法人で**役員の50%以上が同一の者である**、もしくは、両法人に同一の第三者より任命された、財務や事業経営の決定権を持つ役員が存在する・同一人物または近親者により財務および事業を支配されている法人
 - ・本社および恒久的施設・実質的支配関係がある場合
- ③財務：債務または債務保証が**債務または債務保証の25%を占めており、かつ、中長期債務の50%を占めている場合**（Decree No. 20/2017/ND-CP 5条）

03

移転価格調査の時効

10年（Circular No. 166/2013/TT-BTC 4条/（注）2020年12月5日改正によりDecree No. 125/2020/ND-CP Article 8）

04

独立企業間価格の算定方法

（棚卸資産取引・無形資産取引・役務提供取引・資金賃借取引）

- OECDガイドラインに沿った5つの移転価格算定方法（CUP, RP法, CP法, TNMM/CPM法, PS法）が認められている。
- ベトナム税務当局は実務上、役務提供や棚卸取引等について別途検証するというケースはほぼ無く、個々の取引毎の検証はしていないのが現状であり、ベトナム法人全体の営業利益等に対して検証を行うケースが非常に多い。例外はロイヤルティ取引で、こちらについては、別途切り出して検証を行うケースが多くなっている。
- 実務上は、**CPM法（TNMMに準ずるもの）**を採用している会社が多い。独立企業間レンジは**35～75パーセンタイル値の範囲内**である。

05

日本とのAPA/MAPの適用可能性

- 日本との租税条約の有無：あり
- 実務上の適用可能性：**APA/MAPに関する規定は存在する。**

LF/MFの概要

ローカルファイル (LF) の概要

①作成義務対象者

以下の免除要件に該当しない納税者（Decree No. 20/2017/ND-CP）

- 納税者における総収入が 500億VND未満、かつ関連者間取引総額が300億VND未満
- APAを取得し、係る年次報告書を提出した取引（免除要件はAPAにおける確認対象取引についてのみ適用。その他の取引については、ローカルファイル作成義務が生じる）
- ルーティン機能のみを果たし、無形資産の使用による収入または費用が発生しない納税者で、総収入が2,000 億VND未満、かつ、営業利益率が再販において5%、製造において10%、委託製造において15%を超える場合

②作成期限

- 事業年度終了日から90日以内（確定申告期限）（Decree No. 20/2017/ND-CP）

③提出期限

- 税務調査中：当局から提出要請を受けて、**15営業日以内**
- 税務調査前の相談手続中：税務当局から提出要請があった場合は**30営業日以内**。なお、合理的な理由がある場合には、15営業日を超えない範囲で延長が可能

④作成言語

- ベトナム語

⑤罰則

- ローカルファイルの提出を怠った場合、およびその他情報の提出を怠った場合、**移転価格調整、罰則および遅延利息**を課される。

マスターファイル (MF) の概要

①作成義務対象者

- ローカルファイル同様

②作成／提出期限

- ローカルファイル同様

国別報告書の概要

国別報告書 (CbCR) の概要

①作成義務対象者

- 年間収入が18兆VND以上の多国籍企業グループに属するベトナムの構成会社等で、最終親事業会社とその所在国において国別報告書の提出義務がない場合、ベトナムの構成会社等は説明書きとともに国別報告書を提出しなければならない。（Article 10, Decree No. 20/2017/ND-CP and Clause 2c, Article 4, Circular No.41/2017/TTBTC）

②提出期限／作成期限

- セカンダリーファイリングの場合、税務当局から指示があった場合、15日以内にForm04を提出する。提出期限は15日まで延長が認められる。（Article 10, Decree No. 20/2017/ND-CP）
- 国別報告書は、通常、最終親会社の事業年度末から12か月以内にベトナム現地法人を通じて税務当局に提出する事が要請されている。

③罰則

- 移転価格税制上科される罰則、遅延利息、最大で 15百万VNDの行政罰等

④国別報告書に係る通知書（Notification）の要否

- ベトナムに複数の構成会社等がある場合は、事業年度末までにNotificationを提出する必要がある。なお、所定の様式はない。

最近の移転価格調査におけるトピックス

01

現地側課税事例の
傾向

論点

- 法人税確定申告書に添付するForm01～03やローカルファイル、マスターファイル、CbCR及び移転価格文書の未整備による推定課税
- 非上場を含むベトナム所在の比較対象企業（コンパラブル）の採用を求める傾向にある
- 会社の営業利益率が独立企業間レンジに入っていない場合、会社の利益率と中央値との乖離部分の更正
- グループ内のロイヤリティや役務提供契約の料率や対価設定に対するチャレンジ
(本業部分の営業利益率が高い場合でも、ロイヤリティの料率部分だけは更正という事例も有り。また、製造に係る技術・ノウハウ等に関するライセンス契約はベトナム科学技術省/局へ登記が求められる)
- 税務局が独自に管理しているデータベース(シークレットコンパラブル)を対象会社に適用し、会社の営業利益率との乖離部分を更正
- 税務調査対象期間の中で特に利益率の低い年度のみ、他の年度との営業利益率の乖離部分の更正
- 会社が選択した比較対象会社の内、特に利益率の低い会社を否認、税務局が妥当と考える比較対象会社を追加し独立企業間レンジの下限を下回る場合、修正後の中央値との乖離部分を更正

02

対応方法についての
助言

論点

- 年初に各税務署が公表する税務調査リストに自社が入っているか否かを起用している大手コンサルに確認。税務調査リストに入っている場合は、税務局からの調査通知が来るのを待つことなく、事前に税務リスク要因を特定し、想定される更正・チャレンジの内容に対する抗弁の為にロジック・資料を十分に作成しておく。
- 事前に準備したロジック・資料に基づき、更正額のインパクトを軽減する為の折衝を税務調査チームと行い、更正額を最小化する。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項） 1/2

その他特筆すべき事項

税務当局における税務調査の状況の変化

- COVID-19により税収減少の影響を受けており、積極的な課税を行う可能性あり。
- 現場での調査時間が短縮されている状況のため、税務調査官への説明・交渉の機会が少ないことから、事前準備を行い、調査過程で効果的なアプローチができるかが重要。
- 税務当局が納税者に数日以内にローカルファイルの提出、およびグループ内の役務提供取引・ロイヤルティの対価設定に関する説明を要求する傾向。
- 税務当局は、移転価格調査の前に納税者に自己調整を「提案」。
- 税務当局内の事情により、税務調査リストに載っている会社への調査が進んでいない。
- 独立企業間レンジ（35～75パーセンタイル値）の範囲外にある場合、中央値でチャレンジされる。
- 会社が複数の事業セグメントを有する場合に、全社で1つの比較対象会社分析を行っている場合、セグメント別の比較対象会社の分析を求めてくるケースがある。
- マスターファイル・移転価格フォーム・ローカルファイル間の不整合性によるチャレンジ。
- 企業が選定する比較対象会社にベトナムローカル企業（非上場を含む）が入っていない事に対するチャレンジ。
- 会社全体の利益率については更正を行わないが、ロイヤルティ部分のみをマーケットアプローチで個別分析していない事を理由に否認。

特殊要因等の検討等

- ベトナム税務当局が特殊要因調整の検討を受入れてくれるかどうかは不明瞭である。
- 一方で、特殊要因調整を細かく行う事により、部分的に認めてもらう様な交渉は可能だと推察される。

移転価格税制の動向（その他特筆すべき事項） 2/2

その他特筆すべき事項	
APA審査・協議対応の変化	■ 現状APAの申請書類提出まで漕ぎ着けられているケースは存在するものの、審査や協議まで進んでいるケースは稀である。 ■ ベトナム政府当局内の事情により、暫くはAPAの審査・協議対応に変化は見られないと思われる。但し、2023年3月22日にベトナムがMAACに署名した事から近い将来APAの審査・協議が進む可能性はある。 ■ 2023年6月にハノイで日越相互協議がなされたが、日越APAの合意には至らなかった。 ■ APA規定に基づくベトナム国内審査は、GDT内手続き規定の整備未了により進んでいない。 ■ APA申請書類提出後、APA合意がされずにAPA期間経過したケースからAPA無効として取下げ・再申請の通知が届いている。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （税務当局内）	■ 議論が進んでいるかどうか不明瞭である。
BEPS2.0 柱1利益Bの議論状況 （日系企業内）	■ 税務当局の議論が不明瞭なこともあり、在ベトナム日系企業において特段議論が進んでいないようである。

お問い合わせ

運営受託：デロイトトーマツ税理士法人

email : info@i-tax-seminar.go.jp

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての2023年10月時点における一般的な解釈について述べたものです。経済産業省及びデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関係法人（デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します）は、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う際は、必ず資格のある専門家の適切なアドバイスをもとにご判断ください。

また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。経済産業省及びデロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

無断転載を禁じます。

本テキストをコピー等で複製することは、社内用、社外用を問わず、執筆者の承諾なしには出来ません。

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツグループ合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301